

森田ゆり
『ドメスティック・バイオレンス
— 愛が暴力に変わるとき』

(2001 小学館 285 P ISBN4-09-387345-3 C0095 1500円+税)

戒能民江



2001年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV防止法)が制定され、2002年4月に全面施行された。21世紀冒頭、日本でもようやくドメスティック・バイオレンスを「犯罪となる行為」と位置づけ、被害者の安全確保と暴力防止をめざした法律が成立し、夫・恋人からの暴力容認社会変革へ向けての第一歩を踏み出したことになる。

DV防止法の施行により、従来沈黙を強いられてきた被害者の声が少しずつあげられるようになってきた。また、今まで消極的であった行政の姿勢にも変化が生じている。しかし、十分な社会的合意形成の努力が行われないままの「急ごしらえ」の立法であったことから、DV防止法そのものが「欠陥」を抱えており、ドメスティック・バイオレンスの本質や特質を十分理解した運用が行われているとは言い難い。現に、つい最近、暴力をふるう夫と別居し、離婚調停を進めようとしていた妻が避難先の実家から拉致され、妻の両親と子どもが殺されるという事件が起きている。その妻は、事件の数ヶ月前に警察に相談に行っていたという。援助を求めていながらの「悲劇」であった。

このような過ちを二度と繰り返してはいけない。ドメスティック・バイオレンスとはなにか、なぜ真剣に取り組まなければならないのか、どのような姿勢で取り組むべきか、私たちに必要なことは基本的な認識の獲得であり、援助の姿勢を問いかすことである。

本書は、北米やヨーロッパの女性たちの長年にわたる取組みの蓄積と著者の1997年以来の日本での研修活動の経験をベースにして書かれたものである。そこでの基本的な姿勢は、被害者の視点に立つことにある。「被害者の視点に立つこと」こそ、日本での取組みにもっとも欠けており、しかも、その必要性が十分に認識されていない点である。ドメスティック・バイオレンスについてのさまざまな誤解や偏見が二次被害を生み出し、被害の拡大・再発をもたらしている。

本書は、市民が問題の理解を深め、ドメスティック・バイオレンスの被害者たちの声が囲い込まれている「沈黙のきずな」を断ち切り、女性への暴力を許容しない社会をつくるために書かれたものである。女性に対する暴力は男性問題であるのだから、とくに男性に読んでほしいというのが著者の強い希望である。

本書はドメスティック・バイオレンスとは何か、外部からの介入がなぜ必要か、その特質をわかりやすく解説した前半部分と援助のための具体的なガイドである後半部分とに分かれる。

ドメスティック・バイオレンスの特質と外部からの介入の必要性は、一般的にはドメスティック・バイオレンスとは直接関係ない事件として報道された、新潟少女監禁事件から説き起こされる。「親密な関係にある者から繰り返し振るわれる身体的・心理的・性的攻撃を含む暴力」というドメスティック・バイオレンスの定義に厳密には該当しないが、新潟の事件はドメスティック・バイオレンスの本質を表現するものだと著者は指摘する。つまり、暴力による支配がその本質である。暴力によって恐怖や強い不安を与え、無力感に陥れ、孤立させ自己認識を破壊することで行動の選択肢を奪うことであり、ジュディス・ハーマンのいう「家庭内監禁状態」(『心的外傷と回復』)やキャスリン・バーイーが述べた「家族奴隸制」(『性の植民地』)での長期にわたる強制的コントロールから被害者が脱却することは、第三者の外部からの介入なしには困難である。

ドメスティック・バイオレンスにはいくつもの「神話」があり、日本では現在もなお影響力をもちつづけている。その結果として誤った対応や二次被害が蔓延している。被害を受けるのは被害者の性格や態度に問題があり、生育歴、階層にも特徴があるという「神話」や、被害者は援助したにもかかわらずすぐ戻ってしまうのは共依存のせいだという「神話」である。加害者についても、特殊な暴力男だから、普通の善良な男性

とは違うと最初から区別しがちである。

著者は具体的に被害を受けたときの心理状態を説明しながら、読者の誤解をときほぐす。暴力の被害の結果として女性の自尊感情の低下や不安過剰などの反応が生まれ、その逆ではないこと、女性たちが男性のもとから逃げないのは、加害者への恐怖やその後の生活の不安などの理由があること、加害者は暴力をふるわないときは「よい人」の印象を与えることが多いことなど、私たちが信じたがっていることは、事実に基づかない「神話」に過ぎないことを明確に示す。

なぜ被害を受けた女性は加害者のもとから逃げないのか。著者は、「暴力を許容する社会があるから男性は殴り続ける。女性は行くところがないから殴られ続ける」というマリア・ロイの言葉を引く。

本書の被害者の視点に立つという基本姿勢は、ドメスティック・バイオレンスの本質理解に遺憾なく發揮される。個人的な問題だとして被害者が責められ、暴力が容認・放置される被害者不在のドメスティック・バイオレンス把握や対応を再逆転させなければならない。著者は、ドメスティック・バイオレンスとは暴力による相手の支配であり、その背景には性差別による不平等があるとする。男性には力の優位によって相手をコントロールしたいという欲求があり、その手段として暴力を選んでいるのである（パワーとコントロール）。そして、暴力を容認し存続させるのは性差別社会である。

ドメスティック・バイオレンスのこのような本質理解は、女性や子どもの人権認識が進んだことの産物である。著者は人権という「かたい言葉」を「人の心の力」と言い換える。自分の存在がかけがえのないことの自覚、つまり自尊のパワーが人権だという。ドメスティック・バイオレンスは人の心の力を打ち碎く。しかし、人には「内なるパワー」があり、自分のパワーを人の力を借りながら回復するのがエンパワメントである。著者は、外的抑圧と内的抑圧の関係を示しながら、エンパワメントの核心である社会変革の視点を強調する。コミュニティ・ベースでのドメスティック・バイオレンス対応の有効性については、地域の多様な諸機関のネットワークということだけではなく、コミュニティ・エンパワメント一力を貸すためにコミュニティがあるという意味付けは、筆者にとって新しい発見であった。

エンパワメントは援助のあり方の基本概念である。

援助者にとってもエンパワメントの関係性は重要であろう。援助は一方通行でも、上下関係でもない。「援助者も援助することで自分の生きる力のみなもとに触れる」のだ。著者は、援助の成功・不成功は被害者の自己コントロールの回復に求める。だから、被害者が加害者のもとに戻ったとしても、著者はたじろがない。加害者のもとを一度去った被害者は、去ることが実行可能な選択肢だということを学んでいるはずだから。エンパワメントの視点からいえば、DV防止法の保護命令はまさに自己コントロール回復の手段である。著者の見解を敷衍していえば、もっとも重要なことは、援助者にも社会変革の視点が不可欠であることだ。

被害者への援助に関しては、心理カウンセリングに偏りがちな日本の援助のあり方に対して、物理的に安全な生活環境の確保が心のケアの出発点であること、長期的支援を行う援助者が陥りがちな落とし穴として被害者・加害者・救済者のトライアングルがあることの指摘は参考になる。たとえば、援助者を第二の加害者として批判することで、被害者役割にとどまり、被害者は自己変革の一歩を踏み出すことができない。性暴力の被害が顕在化するにつれて、被害者支援の難しさもまた増しているように感じる。トライアングルは人間関係一般に該当するというが、性暴力被害に特有の問題はないのか。性暴力被害の構造にからめとられずに、被害者のエンパワメントを援助するためには何が必要か、もう少し明確に説いてほしかった。

最後に、メンズワークのパイオニアであるカリфорニアのプロジェクトへのインタビューを通して、加害者への対応の基本姿勢が示される。暴力をふるっていいと学んでしまったことの脱學習であるが、加害者プログラムとは事後対応に過ぎないこと、対応システム全体のなかに位置付けるべきであり、社会のあり方の問題であることなど、厳しく受け止めるべきである。ただし、司法による強制受講システムを導入するとしても、担い手の育成や全体システムの実際の形成過程など、北米の経験をマイナス面も含めてもっと具体的に紹介する必要がある。男性の手による暴力性の性差の研究が提唱されているが、是非試みてほしいものだ。

本書で問題提起されたことがらについて多角的な研究が進展し、2年後には被害者の視点に立った法改正が行われることを期待したい。

(かいのう・たみえ お茶の水女子大学教授)